

宝塚大学 公的研究費の不正使用及び研究活動における特定不正行為に係る調査等に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宝塚大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用若しくは不正使用の疑い、又は研究活動における特定不正行為若しくは特定不正行為の疑いが生じた場合の調査等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、国又は独立行政法人から本学に配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

2 この規程において「不正使用」とは、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、いわゆるカラ出張や水増し出張による不当な旅費の請求など、関係法令、競争的資金などの公募型の研究資金等の配分機関の定め及び学内関係規程等に違反して公的研究費を使用することをいう。

3 この規程において「特定不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用のことをいう。

4 この規程において「不正」とは、公的研究費の不正使用又は研究活動における特定不正行為のことをいう。

5 この規程において「通報窓口」とは、第三者機関に設置する不正に係る通報窓口をいう。

6 この規程において「職員等」とは、本学に雇用されているすべての者、本学の施設・設備を利用して研究に携わる者及び本学の学生（研究生その他本学において修学する者を含む。）をいう。

7 この規程において「統括管理責任者」とは、大学事務局長をいう。

8 この規程において「最高管理責任者」とは、学長をいう。

9 この規程において「部署」とは、各学部、各研究科、専攻科、各学科、各事務部をいう。

10 この規程において「関係機関」とは、競争的資金を中心とした公募型の研究資金を本学に配分する配分機関をいう。なお、通報の内容が特定不正行為に関するものである場合においては、当該配分機関及び文部科学省をいう。

(不正に関する通報)

第3条 公的研究費の不正使用（不正使用の疑いを含む。）又は研究活動における特定不正行為（特定不正行為の疑いを含む。）があると思料する者は、通報窓口に通報及び情報提供（以下「通報」という。）するものとする。

- 2 通報窓口は、原則として通報した者（以下「通報者」という。）の氏名、所属、住所等並びに不正を行ったとする職員等の氏名、不正の事案の内容等が明示され、かつ、不正とする合理的な根拠が示されたものを受け付けるものとする。ただし、通報者はその後の調査において氏名の秘匿を希望できるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本規程に規定する通知、報告は通報窓口を通じて行うものとする。
- 3 通報窓口は、前項の規定にかかわらず、匿名による通報があった場合、報道やその他外部の機関から不正の疑いが指摘された場合、インターネット上に掲載されていることを本学が確認した場合、本学が設置する他の通報窓口に通報があった場合及び監査により指摘された場合は、通報の内容に応じ、前項の通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。この場合において、当該通報者に対しての本規程に規定する通知、報告は行わないものとする。
- 4 通報窓口は、通報の意思を明示しない相談を受けた場合は、その内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意思の有無を確認するものとする。

（報告等）

- 第4条 通報窓口で不正に関する通報があったときは、通報窓口を設置する第三者機関は、統括管理責任者に報告し、統括管理責任者は最高管理責任者に速やかにその旨を報告しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、前項の報告に係る事案について予備調査が必要であると認めたときは、関連する部署の長又は部署の長に代わる者（以下「部署長等」という。）に予備調査を行わせることができるものとする。また、前条第4項の場合において、最高管理責任者が当該事案の調査を開始することが相当と判断した場合にあっては相談者の意思表示の有無に関わらず予備調査を行わせることができる。
 - 3 関連する部署長等は、最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があったときは、当該通報の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。
 - 4 最高管理責任者は、第1項及び前項の報告に基づき、通報の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認の上、調査の可否を判断するとともに、調査を実施する場合は、その旨を関係機関に報告するものとする。
 - 5 最高管理責任者は、第4項の可否の判断の結果、調査する必要がない場合は、通報者に対し、その理由を付して通知するものとし、予備調査に係る資料等を保存し、配分機関や通報者の求めに応じ開示するものとする。
 - 6 通報・相談の内容が、特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているというものである場合は、最高管理責任者は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被通報者に警告を行う。

- 7 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給その他不利益な取扱をしてはならない。
- 8 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動を全面的に禁止したり、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給その他不利益な取扱をしてはならない。

(調査委員会)

- 第5条 最高管理責任者は、前条第4項において調査の実施を決定したときは、不正調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、速やかに事実関係を調査させなければならない。
- 2 委員会は、最高管理責任者が指名する委員長と、委員長が指名する委員とで構成する。
 - 3 委員には、本学に属さない第三者を含めるものとする。
 - 4 委員は、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
 - 5 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外のものを出席させ、意見を聴取することができる。
 - 6 委員長は、必要に応じ、委員会に関係職員を出席させることができる。
 - 7 通報の内容が特定不正行為に関するものであった場合、委員の半数以上を本学に属さない第三者とするものとする。

(調査の通知等)

- 第6条 委員会は、第4条第4項の規定により調査を実施する場合は、通報者、被通報者及び被通報者の所属部署長等に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。
- (1) 調査実施の決定の事実
 - (2) 委員会委員の所属・氏名
 - (3) 不服申立ての受付期間・方法
- 2 委員会は、通報者に対し、より詳細な情報提供及び当該事案に関する調査への協力を求めることができる。

(異議申立て)

- 第7条 通報者及び被通報者は、前条第1項第2号の委員会委員について、通知の日の翌日から起算して7日以内に、最高管理責任者に異議申立てをすることができる。この場合において、最高管理責任者は、その内容が妥当であると判断した場合には、当該異議申立てに係る委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知するものとする。

(調査の実施)

第 8 条 委員会は、不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。

2 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び調査方法等について関係機関に報告し、又は協議しなければならない。

3 委員会は、調査対象の職員等（以下「対象職員等」という。）に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。

4 委員会は、関連する部署長等に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。

5 委員会は、必要に応じて、対象職員等に対し調査対象制度の公的研究費の使用停止を命ずることができる。

6 通報者は、通報に基づく調査への協力を理由として、人事、給与、研究又は教育上のいかなる不利益な取扱いも受けない。

7 通報によりその対応に当たるすべての者は、通報者、対象職員等その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

8 委員会は、本調査に当たって、通報等に係る研究に関して証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。ただし、これらの措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限しないものとする。

(調査への協力等)

第 9 条 対象職員等は、委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。退職後においても同様とする。

(意見聴取)

第 10 条 委員会は、次条に規定する認定を行うに当たっては、あらかじめ対象職員等に対し、調査した内容を通知し、意見を求めるものとする。

2 対象職員等は、前項の調査内容の通知日から 30 日以内に委員会に意見を提出することができるものとする。この場合において、対象職員等から意見の提出があったとき又は意見がない旨の申し出があったときには、委員会は、30 日を経過する前であっても認定を行うことができる。

(認定)

第 11 条 委員会は、原則として通報の日から 150 日以内に、調査の結果に基づき、不正が行われたか否かを認定する。ただし、特定不正行為に係る認定に当たっては、被通報者の自認を唯一の証拠として認定することはできない。

2 前項において、不正が行われたと認定した場合は、その内容及び不正に関与した者とそ

の関与の度合いについても認定する。また、特定不正行為に係る認定に当たっては、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割についても認定する。

- 3 第1項の認定において、不正が行われなかったと認定する場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、委員会は、併せてその旨の認定を行う。ただし、当該認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(認定結果の報告及び通知)

第12条 委員会は、前条の認定を行ったときは、速やかに認定結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の結果を次に掲げる者に通知するものとする。また、前項の結果が特定不正行為に係るものである場合は関係機関にも報告する。

(1) 被通報者

(2) 被通報者以外で不正に関与したと認定された者

(3) 前2号の者が所属する部署長等

(4) 通報者

(5) 前1号の者が本学以外の研究機関に所属している場合は、当該所属機関

- 3 前条第3項の認定を行った場合で、通報者が本学以外の研究機関に所属している場合は、前項に規定する者の他、通報者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第13条 不正等を行ったと認定された、前条第2項第1号、第2号又は第4号に規定する者は、前条第2項の規定により通知を受けた認定結果に不服があるときは、通知日から14日以内に書面をもって最高管理責任者に不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 不服申立ての審査は委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合において、最高管理責任者が必要と認めるときは、当該委員会の委員を変更することができる。

- 3 委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。

- 4 委員会は、当該事案の調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、ただちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は不服申立てをした者(以下「不服申立者」という。)に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的であると、委員会が判断するときは、最高管理責任者は以後の不服申立てを受けないことができる。

- 5 再調査を行う決定を行った場合には、委員会は不服申立者に対し、先の調査を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 6 前項に規定する協力が得られない場合には、委員会は再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合にはただちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は不服申立者に当該決定事項を通知する。
- 7 委員会が再調査を開始した場合は、原則として 50 日以内に、不服申立てに係る認定の全部又は一部を取り消すか否かを決定しなければならない。
- 8 委員会は、認定結果を取りまとめ、最高管理責任者に報告するものとする。
- 9 最高管理責任者は、認定結果を通報者、被通報者及び被通報者の所属する部署長等に通知するものとする。
- 10 悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、被通報者に通知する。通報者が本学以外の研究機関に所属している場合は、通報者の所属機関にも通知する。また、当該不服申立てが特定不正行為に係る認定に対するものである場合は、関係機関にも報告する。
- 11 前項に規定する不服申立てについては、委員会は原則として 30 日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとし、最高管理責任者は、審査結果を通報者及び被通報者に通知する。通報者が本学以外の研究機関に所属している場合は、通報者の所属機関にも通知する。また、当該不服申立てが特定不正行為に係る認定に対するものである場合は、関係機関にも報告する。
- 12 最高管理責任者は、被通報者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったとき、再調査を行う決定をしたときは、通報者に通知するとともに、関係機関に報告する。

(調査結果の報告)

第 14 条 委員会は、第 12 条第 2 項による調査結果の通知後、対象職員等から不服申立てがなく、その内容が確定したとき又は前条第 1 項による不服申立てに対し、同条第 4 項若しくは第 7 項の決定が行われたときは、最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に提出しなければならない。

(措置)

第 15 条 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、その調査結果を通報者、対象職員等、関連する部署長等に通知するとともに、関係機関に対しては、原則として通報の日から 210 日以内に、関係者の処分、不正の発生要因、不正に関与した者が関わる調査対象制度以外の公的研究費の管理監査体制の状況、再発防止策等必要事項を加えて報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には

速やかに認定し、関係機関へ報告しなければならない。

- 3 前 2 項のほか、最高管理責任者は、関係機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければならない。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。
- 4 最高管理責任者は、前 3 項による報告の結果、当該関係機関から不正使用に係る公的研究費の返還命令を受けたときは、対象職員等に当該額を返還させるものとする。
- 5 不正の内容が、公的研究費の私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。
- 6 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、不正が認められなかったときは、必要に応じて通報者及び対象職員等への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。
- 7 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、特定不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、特定不正行為と認定された論文等の取下げを勧告する。

(調査結果の公表)

第 16 条 最高管理責任者は、不正があったと認定された場合は、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 不正に関与した者の所属及び氏名
 - (2) 不正の内容
 - (3) 公表時までに行った措置の内容
 - (4) 委員会委員の所属及び氏名
 - (5) 調査の方法、手順等
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 最高管理責任者は、不正が行われなかったと認定された場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が学外に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。
 - 3 最高管理責任者は、前項ただし書きの規定により調査結果を公表する場合は、次の事項を公表するものとする。なお、第 2 項の事項については、漏洩した内容を勘案して判断するものとする。
 - (1) 不正は行われなかったこと
 - (2) 被通報者の所属及び氏名
 - (3) 委員会委員の所属及び氏名
 - (4) 調査の方法、手順等

4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があったときは、通報者の所属及び氏名を公表する。

(守秘義務)

第 17 条 委員会の構成員その他本規程に基づき不正の調査に関係した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(委員会の事務)

第 18 条 委員会に関する事務は、最高管理責任者が指示する事務局の担当部署が、関係部署等の協力を得て、処理する。

(他機関からの要請による証拠の保全措置)

第 19 条 他機関から、特定の事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるよう要請があった場合は、最高管理責任者は、要請に応じ、当該事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。

(雑則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、不正に係る調査等の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 21 条 本規程の改廃は、管理運営協議会の議を経て行う。

附 則

1. 平成 27 年 3 月 2 日施行
2. 平成 28 年 9 月 20 日改定